

## 第4次障がい者福祉計画の実施状況に関する質問事項について

質問事項	
回答	
第1章 総論	
ページ/ 記載場所	ご意見
7 中段	<p>重度訪問介護中の利用対象者説明部分（ア）の（2）について、「支援が不要」以外ではなく、「支援が必要」ではいけないのか？判りにくいと思う。</p> <p>・障がい支援区分の認定調査において、調査項目として「支援が不要」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」の4段階に分かれているため、「支援が不要」以外の項目を全て掲載するのが紙面の関係で難しく、このような記載とさせていただきます。</p>
10 上段	<p>共同生活援助について、「障がいのある人」とおおざっぱであいまいな気がする。手帳の有無は表記しなくてもいいのか？</p> <p>障がい福祉サービスについて全体的に言えることなのですが、対象となる障がいについては、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害に加え、難病等対象者に該当する方となります。サービスの支給決定を行うに際して、身体障害者手帳を除き、障害手帳を有することは必須条件ではないため記載をしていません。ただし、各種援助措置を受けやすくする点から、後日手帳の取得を勧奨しています。</p>

## 第2章 障害者等の現状

ページ/ 記載場所	ご意見
24 中段	<p>スポーツばかりなので、文化活動を企画したらどうか。映画やコンサート、フラダンス、お笑い等。</p> <p>文化活動について、町が行う町民センターで行っている文化講演会などをはじめとする各種行事やイベントについて、障がいのある方が参加しやすいよう車いすスペースを確保する等、今後も働きかけ、合理的配慮をすすめてまいります。</p>
26 中段	<p>民生委員に会ったことが無い。要請しないと来てくれないのか？</p> <p>高齢者の方と、障がい者の方の見守りを考えると、7対3位になっているので、もっと民生委員に活動・研修の場を与えてほしい。</p> <p>民生委員は、避難行動要支援者及び、民生委員が個別に把握している障がい者に対し、それぞれの判断で日中一人になる事が多い方に対して見守りが必要であると判断した方について地域で見守り、繋がっています。民生委員に相談したいことがある時など、民生委員に連絡を取ることはできますので、福祉課あてに相談してください。</p>
32 上段	<p>検証結果について、当事者性が低い。雇用・就労支援の不足について、次期計画で雇用・就労に力を入れることになっているようなので、検証結果に雇用・就労の推進の不十分さを表記するべきでは。</p> <p>表記を変更しています。</p>
32 中段	<p>大人の自立生活が、雇用や就労することだけのように感じてしまう。</p> <p>障がいを持つ大人の地域社会における自立生活は、どこで誰と住むかを選択し、何をするかを自分自身で決めることだと考えています。障がい者がその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指すため、障害のある人の雇用対策を国が先頭に立って総合的に推進しています。必ずしも雇用や就労だけではなく、地域で自立した生活を送ることも、大人の自立生活であると考えています。</p>

### 第3章 計画の概念

ページ/ 記載場所	ご意見
35 中段	基本目標1について、意思決定支援をこの目標下に置くということであれば、当事者へのエンパワーメントの内容を追記してください。お互いということなので、当事者自身への働きかけができるような目標が必要だと考えます。
	記載を変更しています。併せて施策の展開部分についても記載を加えました。
36 下段	基本目標5について、施策分野の1本が情報・コミュニケーションなので、適切な情報提供や、コミュニケーションにおける合理的配慮を進めるよう記載して欲しい。
	記載を変更しています。併せて施策の展開部分についても記載を加えました。

### 第4章 第4次障害者計画

ページ	ご意見
40 下段	④権利擁護体制の推進について、意思決定支援をこの項目に入れるとのことだったので、その記載を入れてください。新たな項目になるので、出来れば記載の初めの方に重点を置いて記載いただきたい。
	記載を変更しています。
42 下段	障がいのある方がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみとありますが、重度の方の参加に対する、対応、やり方等考えられていますか？
	大会に対する送迎や移動支援の利用のほか、重度の障がいがある方についても参加しやすいよう、今後も合理的配慮をすすめてまいります。
44 上段	「包括的な支援体制の整備について検討します」とありますが、「整備について検討し準備をすすめていきます」の記載の方が良いのではないかと。
	記載を変更しています。
47 下段	多様な住まいの確保について、もっと助成が出来ないのか。土地を提供する地主を紹介するとか…。寒川の交通の便が悪く、断念したという法人がありました。
	土地の仲介などについては、町としては難しく、不動産会社をはじめとする地域の方へ、障がいへの理解を推進することで多様な住まいを確保できるよう努めてまいります。寒川町において現時点では町の財源で助成をすることは厳しい状況にありますので、引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。
48 上段	みんなのトイレについて、『みんなのバリアフリー街づくり条例』に適合したものであっても、障がいの種類によっては使いにくいところもあります。町に新しい施設が出来る時に、事前に自立支援協議会に情報をいただき、検討することが出来るようにならないでしょうか？せっかく作っていただいても、使いにくく、後で改修するような手間は無くしていきたいと思います。
	町の地域自立支援協議会は福祉的施策を提言する場であるため、具体的な施設に対してこうあるべきなどの検討をすることは難しいのですが、協議会として『公共施設を作るにあたり、みんなのトイレはこうあるべきである』という意見をとりまとめ、町へ提言していくことは可能であるため、来年度以降そういった提言についても検討していきたいと考えています。
48 上段	移動するには、施設だけではなく、道路に歩道が狭い所が多いので、車いすでも安心して通れる幅がある歩道については考えていますか？
	新たに作られる道路については、バリアフリー法の関係もあり車いすが利用できるだけの歩道を確保するようになっていきます。既設の歩道については難しいのですが、歩道を改良する際には、可能な限りバリアフリー化できるようにしております。

48 中段	災害時の障がい者支援体制の整備について、関係機関との協議に努めていきます、とあるが早急にやってほしい。災害が起きたらどこに行けばいいのかわからない。
	障がい者の方たちの社会参加、防災計画での避難施設をもっと早急に考えてほしい。
	今後も町民安全課と連携を密にしていくことと、避難所設営の際には福祉スペースの確保について努めてまいります。
50 上段	「発達の遅れや障がいの恐れのある子ども」という記載について、「障がいの恐れ」という表現に違和感を感じる。
	記載を変更しています。
51 中段	記載がないのですが、児童発達支援センターの設置は必要性が高く、検討が必要と考えています。
	検討していく旨記載を変更しています。
56 下段	「録音テープ」という記載についてですが、最近使わない言葉です。視覚障がい者の言語として、点字・録音・拡大が認められています。現在町の広報や選挙のお知らせでは、点字版と録音版が作成されています。今後は拡大文字について検討いただく状況かと思えます。
	記載を変更しています。

第5章 第5期障がい福祉計画

ページ	ご意見
58 上段	入所から地域に移行するためのグループホーム等は寒川町にもこれから出来るのでしょうか？重心の方も入れる24時間対応ケア付きも出来ますか？
	グループホーム等新設等についてはニーズがあり、重要であることは認識しております、しかしながら、寒川町において現時点での計画はなく、新規でグループホームが出来るといふ話は今の所聞いておりません。引き続き県をはじめとして広域関係市町等とも調整・連携を図り環境整備に努めてまいります。
58 上段	湘南東部保健福祉圏域に、重心障害児者施設が出来る可能性はありますか？
	現状としては、まだ把握できていません。具体化した情報が入ってきた際は、必要とされる方に情報提供するようにしていきます。
58 上段	施設入所から地域生活移行とありますが、現在在宅で重度の方は、施設入所も重度障害施設も当地域にはなく、親の高齢化で困難になった場合、24時間ケア付きグループホーム等は可能ですか？
	個々の障がいの状況があるため断言は出来ませんが、医療が必要な方などは24時間ケア付きグループホームで十分なケアが受けられるかは先に確認しておく必要があります。ケースを通じて感じていることですが、在宅のうちに短期入所などを利用していただきつつ、親元から離れて生活することをご本人にも慣れていただく必要があると思います。
59 中段	「寒川町自立支援協議会を活用して検討を進めてまいります」の記載ではなく、「検討し準備をすすめてまいります」の記載に変更が必要では？準備はせざるを得ないと思えます。
	記載を変更しています。
60 下段	町の現状と考え方について、以下の記載を追加してほしい。 障がいのある人の地域生活を支えるために、以下のサービス提供体制の構築を検討します。 ・24時間対応の緊急時相談窓口 ・緊急時の一時宿泊受け入れ ・一人暮らしに向けた体験型宿泊

中段	地域生活支援拠点等の整備について、町の整備状況等の実情に合わせ、地域で支えるサービスの提供に対してどのようなニーズがあるのか、どのようなものが必要であるのかを、当地域自立支援協議会にて検討を行っていないため、現状と考え方について具体的な記載をしておりません。来年度以降、協議会で検討を行っていきます。
64～ 全体	各サービスの表にある「達成率」は必要ですか？ずっと気になっていました。
	町が作成した計画が、ちゃんと達成されているかどうか、数値で見ることが出来るため必要だと考え、今回の計画より掲載することとしました。
74 上段	短期入所の事業の概要説明について、介護する人の病気やレスパイト以外に、冠婚葬祭や旅行、本人の訓練や引っ越し等と入れてもいいのではないかと？ 記載については、厚生労働省に準拠する形で概要説明文を作成しています。なお、利用にあたっては、挙げていただいた内容について、もちろん利用は可能となっておりますので、ぜひご利用ください。
74 上段	短期入所について、現在利用している人がどの事業所を利用しているか把握していますか？利用希望者に情報提供は行っていますか？ 短期入所をはじめ、障がい福祉サービスを利用いただくと、事業所で「実績記録票」に利用した日の部分に押印をしていただいていると思います。その写しについては全て毎月確認をしているため、誰がどの事業所を使っているかは把握しております。利用希望者に対しても、事業所の案内は福祉課窓口や相談支援事業所で行っております。
77 中段	実績が少ないのは、グループホームが不足しているからですか？毎年増加傾向にあるのは、希望人数ですか、実績も上がるとおもいますか？ 前計画の段階では、施設からのグループホームへの地域移行等を多く見ていた数字となっていました。現状において、町内外にグループホーム自体の数は増えてきていますが、自立度が高い方向けのものが増えている印象があります。個々の障がいの特性により、適応できるグループホームとそうではないものがありますが、今後も毎年希望人数も実績も増加していくと考えています。
90 上段	障害のある方が増えているのに、相談件数が減少しているのは何故ですか？ 相談件数の計上について、一人の相談の中に複数の問題（居住のことや、病気のこと）などがあつた時のカウントの仕方を統一していなかったため、数が少なく見えていますが、相談自体の件数や時間数は減っていません。今後実績件数の記載の変更を行っていきます。
96 上段	「手話奉仕員」という単語を初めて目にしました。違和感があります。「手話通訳者」に変えられないのですか？ 手話奉仕員は、地域の中で手話を知っていて地域に広めていく方を指しています。町は手話奉仕員養成講座を実施することとなり、講座の実施を通じて聴覚障がいへの理解をすすめています。なお、町の手話奉仕員養成講座を受講した後、全国手話研修センターが実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することで、神奈川県にて手話通訳者として登録、活動することができるようになります。手話奉仕員と手話通訳者、手話通訳士（厚生労働省が認定する公的資格）と、本人の手話技術レベルと試験の結果により、名乗ることが出来る名称が違うため、記載の変更は難しいです。

### その他ご意見

個人情報等あり、難しい事かと思いますが、障がい者の方たちの情報も、民生委員としてはもっと知らせてほしい。
身体障がい者手帳を年齢によって取得する方が多いことを載せると聞いているが、支援方法も、以前立って歩けたり、話をするのも普通だった人と、最初からの障がいで歩くことも話をする事も出来ない人とは、全然違うので、そういった所も分かって欲しい。